

## 青森県地域の子ども支援ネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 貧困など複合的な課題を抱える子どもへの支援に関連する各分野の関係機関が連携・協力し、困難を抱える子どもに対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「青森県地域の子ども支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 複合的な課題を抱える子どもの支援に係る情報交換及び情報共有に関すること
- (2) 複合的な課題を抱える子どもの支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 ネットワーク会議の委員は、別表に掲げる関係機関から選出される者をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱施行の日から平成32年3月31日までとする。

### (座長及び運営)

第4条 ネットワーク会議に座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出する。

3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

4 ネットワーク会議は、座長が議長となる。

5 ネットワーク会議において、必要があると認めるときは、座長は、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし座長が必要と認める場合は、これを公開しないことができる。

### (秘密保持義務)

第6条 委員は、正当な理由なく、ネットワーク会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 ネットワーク会議の招集及び庶務は、青森県健康福祉部こどもみらい課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

(別表)

青森県地域の子ども支援ネットワーク会議関係機関

分野	区分	関係機関
子どもの居場所 づくりに取り組 む団体	子ども食堂関係	・ 憩いの広場ここまる ・ ふれ愛・あおば食堂
	学習支援関係	・ NPO 法人マザーフィールド
	フードバンク関係	・ フードバンクだいち
相談・支援機関	教育支援関係	・ 三八教育事務所
	生活支援関係	・ 中央児童相談所 ・ 三沢市家庭福祉課（要保護児童対策 地域協議会） ・ 鱒ヶ沢町福祉衛生課母子支援センタ ー（子育て世代包括支援センター） ・ 児童養護施設弘前愛成園 ・ 和幸保育園
	就労支援関係	・ ハローワーク青森 ・ 青森県母子寡婦福祉連合会
	経済支援関係	・ 青森県社会福祉協議会 ・ 東地方福祉事務所
学識経験者	子どもの貧困対策に関 する知識と経験を有す る者	・ 弘前大学大学院